

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

農 政 第 152 号
令 和 6 年 9 月 13 日
久 慈 市 長 遠 藤 謙 一

市町村名 (市町村コード)	久慈市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	宇部地区 (大渡・小倉・馬寄・長坂・滝の沢・和野・北の越・町・日向・地京沢・田子沢・中田・山屋敷・ 谷地中・川原屋敷・山田、大沢・久喜・三崎・小袖・小袖沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・高齢化及び後継者不足により、耕作放棄地や自己保全管理地が増加している。
- ・担い手の規模拡大志向やほ場の管理に対する労働力が不足している。
- ・狭小や不整形、分散している農地が多いため、作業効率や農業水利の条件が悪い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水田に園芸作物等の高収益作物を導入する。
- ・水田を活用した水稻以外(飼料用米、粳米サイレージ)作付による耕畜連携を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	検討中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	検討中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。
久慈農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、
必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
宇部川地区営農組合を中心に地域農業の振興を図る。 農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人等)への集積・集約化を推進する。担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進め、団地面積の拡大を図る。 その際農地利用最適化推進委員や農地コーディネーターと調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。 多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に引き続き取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 担い手が活用できる補助制度、融資制度、共済制度等による支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業受託を行う事業体の取組を支援するとともに、農業支援サービスの活用を推進することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制の整備と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	農福連携

【選択した上記の取組方針】

⑧水稻、育苗施設及び生産機械等の整備を進める。
 ⑨農福連携による労働力の確保と、社会福祉への貢献に取り組む。
 ①野生鳥獣被害を軽減するため、電気柵等機器の購入補助金(市・1/2)を積極的に活用するとともに、機器の適切な維持管理に努める。あわせて、効果的な追い払い方法等について情報収集に努める。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金を活用する和野集落協定において、協定参加者相互の連携を図りながら、耕作放棄地の防止、解消に努める。